

石狩北部地区消防事務組合公告第3号

石狩北部地区消防事務組合制限付一般競争入札実施要綱（平成24年要綱第3号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年5月24日

石狩北部地区消防事務組合
管理者 加藤 龍 幸



制限付一般競争入札の発注予定工事

石狩北部地区消防事務組合の競争入札工事参加資格者（当別町、新篠津村又は石狩市の競争入札工事等参加資格者を含む。）で、下記工事の入札に参加を希望する方は、受付期間内に必要書類を提出してください。

- 参加希望の受付期間 令和6年5月24日から令和6年6月6日まで（10日間）
午前9時から午後5時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）
- 書類交付及び受付場所 石狩北部地区消防事務組合 消防本部総務課
石狩市花川北1条1丁目2番地3 連絡先 (0133)-74-5119

工 事 名	石狩消防署厚田支署外壁等改修工事	
工 事 場 所	石狩市厚田区厚田 106 番地	
工 事 概 要	石狩消防署厚田支署外壁等改修工事	
工 事 期 間	契約締結日の翌日から 120 日間	
予 定 価 格	40,546,000 円	
入札書比較価格	36,860,000 円	
入札参加条件	対 象 業 者	単体企業・経常共同企業体・特定共同企業体
	工 種	建築一式
	(1) 制限付一般競争入札とする。 (2) 石狩市の競争入札参加資格者登録簿に工事種別「建築一式」で登録されていること。 (3) 石狩市に本店を有すること。 (4) 石狩北部地区消防事務組合入札参加者選考等取扱要綱及び石狩市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定による指名停止等の措置期間中でないこと。 (5) 過去10年間に当該工事と工事種別が同じでかつ予定価格のおおむね3分の1以上の元請施工実績を有すること。（単体・共同企業体のいずれの実績でも可とする。） (6) 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を有し、かつ、これらの者を配置することができること。 (7) 対象者は単体のみとする。	

3 競争入札参加資格確認申請書等

- (1) 入札に参加を希望する代表者は、1の受付期間内に、下記に示す関係書類を紙ベースで提出しなければならない。提出書類の書式は消防本部総務課での提供又は当組合ホームページ（「石狩北部地区消防事務組合」で検索してください。）からのダウンロードによる提供とし、この告示の日から行う。
 - ① 制限付一般競争入札参加資格審査申請書
 - ② 同種工事施工実績書
 - ③ 配置予定技術者調査（資格を有する証明書の写しを添付）
 - ④ 配置予定技術者の施工経歴及び同種工事施工実績書を証する以下の書面
 - ア 同種工事等に係る契約書の写し又は工事实績証明書
 - イ 共同企業体により施工したものについては協定書の写し
 - ウ 施工概要が判断できる書面等の写し
- (2) 関係書類の提出方法は、郵送又は持参して提出すること。
- (3) 関係書類を提出期限までに提出しなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、当該工事の入札に参加することができない。
- (4) 申請に対する確認結果については、書面により通知する。
- (5) その他
 - ① 書類の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。
 - ② 提出された書類は提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された書類は、返却しない。

4 設計図書の閲覧等

- (1) 当該工事に係る設計図書は、次のとおり閲覧に供する。
 - ① 閲覧期間及び時間
令和6年5月24日（金）から令和6年6月6日（木）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。（午後0時15分から午後1時までを除く。）
 - ② 閲覧場所
石狩北部地区消防事務組合 消防本部総務課
- (2) 設計図書に質問がある場合には、所定の質疑書を消防本部総務課へ郵送又は持参して提出すること。
受付期間
令和6年5月24日（金）から令和6年6月6日（木）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。（午後0時15分から午後1時までを除く。）
- (3) (2)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。
 - ① 閲覧期間・時間
令和6年5月24日（金）から令和6年6月6日（木）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。（午後0時15分から午後1時までを除く。）
 - ② 閲覧場所
石狩北部地区消防事務組合 消防本部総務課

5 入札日時及び場所

- (1) 日時：令和6年6月17日（月）11時00分
- (2) 場所：石狩北部地区消防事務組合 消防本部

6 入札方法

- (1) 入札者は、入札書に必要事項を記載し、5に記載の入札日時に持参すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税業者か免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 石狩北部地区消防事務組合財務規則第116条各号のいずれかに該当する入札
- (2) 本公示に示した条件を満たさない者が行った入札
- (3) 申請書類について虚偽の記載をした者が行った入札

8 工事費内訳書の提出

初度の入札書の提出に際し、工事費内訳書（以下「内訳書」という。）をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参すること。

なお、内訳書と入札金額を記載した入札書とは、対応関係にあるが、必ずしも入札書に記載する金額を拘束するものではない。

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

免除

11 契約書作成の要否

必要とする。

12 支払条件

前払金 有（契約金額の4割以内とする。）

中間前払金 有（契約金額の2割以内とする。）

部分払金 無

13 その他

- (1) 入札参加者は、関係法令の規定を承知すること。
- (2) その他不明な点については、石狩北部地区消防事務組合 消防本部総務課に照会すること。